

延岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、この要綱に定めるもののほか、法、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)及び地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙)の例による。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的として実施する。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業又はサービスを行う。

- (1) 法第115の45第1項第1号に規定する第1号事業として、別表1に掲げる事業(以下「サービス事業」という。)
- (2) 法第115の45第1項第2号に規定する第2号事業として、別表2に掲げる事業(以下「一般介護予防事業」という。)
- 2 指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービスは、第13条の規定により事業者を指定し実施する。
- 3 高齢者配食サービス(生活支援)は、適切に行える事業者に委託し実施する。
- 4 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センター設置者に委託し地域包括支援センターにおいて実施する。
- 5 一般介護予防事業は市長が直接実施又は適切に行える事業者に委託し実施する。

(対象者)

第5条 第1号事業を利用することができる者は、法第115条の45第1項に規定する居宅要支援被保険者等とする。

- 2 前項の規定に関わらず、高齢者配食サービス(生活支援)を受けることができる者は、連続して3か月以上の入院又は入所している者(見込まれる者も含む。)を除く、次の各号すべてに該当する者又は市長の認める者とする。

- (1) 本市に住所を有する65歳以上の在宅で生活する居宅要支援被保険者等で、かつ、

訪問型サービス又は通所型サービスのいずれか若しくは両方を利用している者

(2) 施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 197 号。以下「事業対象者基準省令」という。)に掲げる様式第 1 (以下「基本チェックリスト」という。)の低栄養状態に該当する者

3 一般介護予防事業は、本市の第 1 号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象として実施する。

(事業対象者の登録)

第 6 条 市長は、第 1 号事業を受けようとする者(居宅要支援被保険者を除く。)に対して基本チェックリストを実施し、基本チェックリストの記入内容が事業対象者基準省令様式第 2 に掲げるいずれかの基準に該当する者(以下「事業対象者」という。)に該当するか否かについて判定するものとする。

2 事業対象者が、介護予防ケアマネジメントを受けようとする場合は、延岡市第 1 号介護予防支援事業の人員及び運営に関する基準を定める要綱第 9 条第 2 項に規定する介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書により、市長に届け出なければならない。

3 前項の届出は、利用者に代わって、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターが行うことができる。

4 市長は、第 2 項の規定により、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書の提出があったときは、当該事業対象者を受給者台帳に登録し、被保険者証に基本チェックリスト実施日、地域包括支援センターの名称、届出年月日を記載する。

(第 1 号事業支給費の算定等)

第 7 条 指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービスに係る第 1 号事業費の算定は、施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準に準ずるものとする。

2 介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、別表 3 に掲げる 1 単位の単価に別添に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

3 高齢者配食サービス(生活支援)に要する費用の額は、別表 3 に掲げる 1 単位の単価に別添に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

4 第 1 項から第 3 項までの規定により算定した場合において、当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第 1 号事業に要する費用の審査及び支払)

第 8 条 市長は、第 1 号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第 115 条の 45 の 3 第 6 項の規定により国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託して行う。

- 2 市長は、前項に規定する国民健康保険団体連合会への委託の範囲を超えた審査及び支払に関する事務については直接行う。

(利用者負担)

第9条 第1号事業のうち、指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービスに係る利用者負担額は、第7条に基づき算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）の100分の10（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の規定を準用し、同条に該当する居宅要支援被保険者等にあつては、100分の20または100分の30。この場合において、同条中「同条各号に掲げる予防給付に係るサービス（以下「予防給付対象サービス」という。）」とあるのは「指定相当訪問型サービス又は指定相当通所型サービス」と、「予防給付対象サービス」とあるのは「指定相当訪問型サービス又は指定相当通所型サービス」と読み替えるものとする。）に相当する額とする。

- 2 第1号事業のうち、共助型生活支援事業、元気あっぷ訪問型サービス事業及び元気あっぷ通所型サービスに係る利用者負担額は、それぞれサービス内容等を踏まえ、別に定める。
- 3 介護予防ケアマネジメントに係る利用者負担額は、無料とする。
- 4 高齢者配食サービス（生活支援）に係る利用者負担額は、食材費及び調理費相当分の実費とする。
- 5 一般介護予防事業に係る利用者負担額は、市長が別に定める。

(支給限度額)

第10条 居宅要支援被保険者等は、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス並びに訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの利用により算定される費用の合計が、次に掲げる区分に応じた支給限度額に至るまでサービスを受けることができる。ただし、事業対象者については、退院直後等の事由により集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられる場合は、要支援2の支給限度額とすることができる。

- (1) 事業対象者 50,320 円
- (2) 要支援1 50,320 円
- (3) 要支援2 105,310 円

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第11条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

- 2 予防給付及び第1号事業支給費の支給を受けている場合は、第61条に基づく給付の高額介護予防サービス費の支給を算定した後、高額介護予防サービス費相当事業による支給を算定する。
- 3 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等について

は、法第 61 条及び法第 61 条の 2 により行われる高額介護予防サービス費と同様に設定する。

(高額介護予防サービス費等相当事業費の支給に関する手続)

第 12 条 高額介護予防サービス費等相当事業費の支給に関する手続については、延岡市介護保険高額介護サービス費受領委任払実施要綱の保険給付に関する規定を準用する。

2 申請及び支給決定等に係る様式は、延岡市介護保険高額介護サービス費受領委任払実施要綱に定める保険給付に係る様式を用いるものとする。

(事業者の指定)

第 13 条 市長は、法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定相当訪問型サービス又は指定相当通所型サービスを適切に行うことができる者として、延岡市総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に定める基準を満たす者（その役員又は使用人が延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者である者を除く。）を指定し、当該指定に係る指定相当訪問型サービス又は指定相当通所型サービスを行わせるものとする。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、当該指定の申請を事業開始予定日の 1 か月前までに行うものとする。

3 事業者の指定に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(指定の有効期間)

第 14 条 前条第 1 項の規定による指定を受けた者（以下「指定相当第 1 号事業実施者」という。）の指定期間は、当該指定を受けた日から 6 年間とする。

(指定相当第 1 号事業実施者の指定の更新の申請)

第 15 条 法第 115 条の 45 の 6 に規定する指定の更新に係る申請は、指定期間の満了日の 1 か月前までに行うものとする。

2 前項の更新に係る指定期間は、従前の満了日の翌日から 6 年間とする。

3 指定相当第 1 号事業実施者の指定の更新に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(指定相当第 1 号事業実施者の変更等の届出)

第 16 条 指定相当第 1 号事業実施者は、別表 4 に掲げる事項に変更があったときは、10 日以内に、市長に届け出なければならない。

2 指定相当第 1 号事業実施者は、指定相当訪問型サービス又は指定相当通所型サービスを廃止又は休止しようとするときは、次に掲げる事項をその廃止又は休止の日の 1 か月前までに、市長に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定相当訪問型サービス又は指定相当通所型サービスを受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

- 3 指定相当第1号事業実施者は、休止した指定相当訪問型サービス又は指定相当通所型サービスを再開したときは、再開の日から10日以内に再開した年月日を市長に届け出なければならない。

(報告)

第17条 市長は、サービスの実施に関して必要があると認めるときは、利用者又は指定相当第1号事業実施者に対して報告を求めることができる。

(監査)

第18条 市長は、指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービスの適切かつ有効な実施のため、指定相当第1号事業実施者に対して、監査を行うものとする。

(苦情処理)

第19条 市長は、利用者及びその家族からの指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 市長は、提供した指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービスに関する利用者及びその家族からの苦情等の相談のうち市で対応できないものについて、全部又は一部を、適切な対応ができると認められる団体等に依頼することができる。

- 4 市長は、指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービスに関する利用者及びその家族からの苦情等の相談のうち市で対応できないものについて、利用者及びその家族からの申立てに基づく指定相当第1号事業実施者に対する調査及び指導助言を適切な対応ができると認められる団体等に依頼することができる。

(不正利得の徴収等)

第20条 市長は、偽りその他不正な手段により、利用者が第1号事業支給費若しくは高額介護予防サービス事業相当事業費等の支給を受けたとき又は指定相当第1号事業実施者が法第115条の45の3第3項の規定による支払いを受けたときは、当該支給額又は支払額の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第21条 指定相当第1号事業実施者は、指定相当第1号事業に係る帳簿及び関係書類をその完結の日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、サービスの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
(施行日から平成 29 年度までの特例)
- 2 施行日から平成 29 年度までの事業運営期間における第 5 条第 2 項第 1 号の規定は、同項の規定にかかわらず、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護及びその両方を利用する者も利用できるものとする。
(平成 29 年 3 月分の支払いに関する特例)
- 3 第 8 条第 1 項及び第 2 項については、平成 29 年 3 月分は、市が審査し、支払うものとする。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1 （第 4 条関係）

事業名	サービス名	内容
訪問型サービス (第 1 号訪問事業)	指定相当訪問型サービス	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス
	共助型生活支援事業 (訪問型サービス B)	地域住民が主体となつて行う身体介護等を伴わない家事等の日常生活支援サービス
	元気あっぷ訪問型サービス (訪問型サービス C)	保健・医療の専門職により 3 か月から 6 か月までの短期間で行われるサービス
通所型サービス (第 1 号通所事業)	指定相当通所型サービス	旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当するサービス
	元気あっぷ通所型サービス (通所型サービス C)	保健・医療の専門職により 3 か月から 6 か月までの短期間で行われるサービス
その他の生活支援サービス (第 1 号生活支援事業)	高齢者配食サービス(生活支援)	栄養改善を目的とした配食サービス
介護予防ケアマネジメント (第 1 号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメント A	介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメント
	介護予防ケアマネジメント C	介護予防ケアマネジメント A を緩和した基準により実施する介護予防ケアマネジメントであつて、基本的に、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービス開始時のみ行われる介護予防ケアマネジメント

別表 2（第 4 条関係）

事業名	内容
介護予防把握事業	住民主体の介護予防活動へつなげることを目的として、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握する事業
介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発することを目的として、パンフレット等の作成及び配布、有識者等による講演会や相談会等の開催、介護予防教室等の開催、介護予防手帳等の配布等を行う事業
地域介護予防活動支援事業	介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援する事業
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し改善する事業
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する事業

別表 3（第 7 条関係）

サービス種類	1 単位の単価
指定相当訪問型サービス	厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号。以下「単価告示」という。）の規定中「訪問介護」とあるのは「指定相当訪問型サービス」と読み替え、10 円に市の地域区分の割合を乗じて得た額とする。
指定相当通所型サービス	単価告示の規定中「通所介護」とあるのは「指定相当通所型サービス」と読み替え、10 円に市の地域区分の割合を乗じて得た額とする。
介護予防ケアマネジメント	単価告示の規定中「指定介護予防支援」とあるのは「介護予防ケアマネジメント」と読み替え、10 円に市の地域区分の割合を乗じて得た額とする。
高齢者配食サービス（生活支援）	単価告示の規定中「訪問介護」とあるのは「高齢者配食サービス（生活支援）」と読み替え、10 円に市の地域区分の割合を乗じて得た額とする。

別表 4（第 16 条関係）

サービス種類	届出が必要な事項
指定相当訪問型サービス	一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業の一部を行う施設を有するときは、当該拠点を含む。二及び四において同じ。）の名称及び所在地 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日及び住所 三 登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。） 四 事業所の建物の構造、専用区画等 五 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日及び住所 六 運営規程
指定相当通所型サービス	一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業の一部を行う施設を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日及び住所 三 登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。） 四 事業所の建物の構造、専用区画等 五 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 六 運営規程

別添

1 介護予防ケアマネジメント費

イ 介護予防ケアマネジメントA費 442 単位（1 月につき）

ロ 介護予防ケアマネジメントC費 442 単位

ハ 初回加算 300 単位（1 月につき）

ニ 委託連携加算 300 単位

ホ 終了加算 500 単位（1 月につき）

ヘ 短期集中予防加算 500 単位（1 月につき）

ト 社会参加加算 1,000 単位

チ 介護職員等処遇改善加算 $+ \text{所定単位数} \times 21 / 1000$

注1 イの算定は、事業対象者、居宅要支援被保険者を対象とする。

注2 ロの算定は、事業対象者、居宅要支援被保険者及び居宅要介護被保険者を対象とする。

注3 ロにおいては、介護予防ケアマネジメントを初回のみ実施するものとし、初回加算の算定に該当する場合は、初回加算を加算するものとする。

注4 住所地特例による財政調整においては、1 件あたり 442 単位とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に 442 単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。

注5 施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準における高齢者虐待防止措置未実施減算に該当する場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準における業務継続計画未策定減算に該当する場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注7 ニの算定要件等については、施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準における委託連携加算の取扱準ずるものとする。

注8 ホについて、状態改善及び目標達成によりケアマネジメントAを終了する場合に限り、ケアマネジメントA終了月に加算するものとする。

注9 ヘについて、訪問型サービスC及び通所型サービスCのみを介護予防ケアマネジメントAに位置付けた場合、最長3ヶ月に限り加算するものとする。

注10 トについて、介護予防ケアマネジメントCを作成した場合に加算するものとする。

注11 チについて、所定単位数はイ～ニにより算定した単位数の合計。高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算も適用するものとする。

2 高齢者配食サービス（生活支援）費 55 単位（1 回につき）